

議 事 録

会議名	第5回子ども・子育て会議		
日 時	平成27年2月5日（木）午後2時	開催形態	公開
場 所	役場2階災害対策本部室		
出席者	磯川委員長、中澤副委員長、岡本委員、石井委員、中村委員、本村委員、菊地原委員、前田委員、佐藤委員 ※事務局…高橋健康子ども部長、天野子ども青少年課長、原田副主幹、山田副主幹、赤井主査、大鷲主査		
議 題	(1) パブリックコメントの実施結果について (2) 認可保育所の利用定員について (3) 保育所等利用者負担（保育料）について (4) 寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について (5) その他		
決定事項	(1)～(5) 了承		
議 事	1. 開 会 2. 議 題 ① パブリックコメントの実施結果について …資料1により説明 (了承) (質疑) なし ② 認可保育所の利用定員について …資料2により説明 (了承) (質疑・意見) ● 委員 既存の3園の利用定員は、認可定員と同じ180人となっているが、現状では定員数の120%以内での受け入れをしている。利用定員が180人に設定するとこれまでと何かが変わりますか。 ■ 事務局		

今までと変わりません。

③ 保育所等利用者負担（保育料）について

・・・資料3により説明

(了承)

(質疑・意見)

●委員

幼稚園と保育園ではどちらが安いですか。また地域区分が6 / 100から10 / 100になるのは、4月からですか。

■事務局

単純に比較することはできませんが、時間的な部分もあり幼稚園の方が低い設定になっています。地域区分は4月からです。

●委員

利用者負担額の1号認定②市町村民税非課税世帯の金額が、9,100円から3,000円に変更になった理由を教えてください。

■事務局

この表は、町の保育料ではなく、国が示す利用者負担額です。前回のこの会議で説明したときには、9,100円でしたが、見直しが行われました。見直しの理由としては、幼稚園と保育園を単純に比較することはできませんが、保育時間が短い幼稚園と保育時間が長い保育園との利用者負担額に逆転が生じたことから見直しが行われたものと思われまます。

●委員

町の保育料について、幼稚園が11区分、保育園が20区分と説明がありましたが、町の保育料はいつ示す予定ですか。

■事務局

庁内会議や議会等での報告後に示すことになりましたが、利用者に対してはなるべく早く示していきたいと思っています。特に幼稚園は、利用者への説明も必要になってきますので、2月下旬頃までには、示していきたいと考えています。

●委員

認定こども園について、1号認定と2・3号認定では町の保育料に差が生じますか。また本日、国から公定価格が示されると聞いていますが状況がわかれば教えてください。

■事務局

認定こども園の保育料については、統一単価にする予定です。また、公定価格については、本日国の子ども・子育て会議が開催され、その中で公定価格が示されることになっていますが、今のところ情報はありません。

●委員

保育短時間認定された方は、8時間以上の部分については、延長料金が発生しますが、保育園が利用者から直接徴収することで間違いありませんか。

■事務局

はい。保育短時間認定で利用できる8:00～16:00以外の部分は延長料金が発生し、保育園が利用者から直接徴収していただくこととなります。

●委員

保育短時間認定の利用者へ周知はできていますか。

■事務局

4月入園の申請の時に、保育短時間を希望された方や可能性がある方については、説明をしています。

●委員

在園児については、保育短時間認定対象者でも、保育標準時間認定を受けることができる経過措置があるようですが、同じ職場で勤務形態も同じ場合不公平感を感じますが町の考えを伺います。

■事務局

既にお子さんが在園している利用者が、新制度移行に伴い、受け入れ時間が急に変わることは、利用者にとってはいろいろと不都合があると思います。その様な利用者は希望により、そのお子さんが卒園するまでの間、保育標準時間認定を受けることができる経過措置があります。ただし、保育料は、保育標準時間の保育料を頂くこととなります。

●委員

幼稚園で給付型を選択した施設に対して、一時預かりの補助金はでますか。

■事務局

補助の対象とする予定です。

④ 寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱の一部改正について

・・・資料4により説明

(了承)

(質疑・意見)

●委員

対象者が小学6年生までの全学年となると実施内容も変わってくると思いますが、要綱の中でどう変わるかを示していただけませんか。

■事務局

4月からは、対象が6年生までになりますが、この要綱は基本的な事項を定めたものです。事業内容については、国が児童クラブとふれあい塾の一体化又は連携を目指す総合プランを掲げましたので、町では、検討していく組織を立ち上げ、その中で事業内容も含めて検討していきたいと考えています。

●委員

第4条中、「寒川町長が適当と認めている団体」から「受託者」へ変更した理由を教えてください。

■事務局

児童クラブについては、今まで保護者会と委託していましたが、委託に伴う事務など保護者の皆さんには多くのご負担をかけてきました。町では、NPOや社会福祉団体などと新たな団体への受託の可能性に向けて調整を行ってきましたが、受託先が決定しない状況が続いていました。ここで、ようやく町の児童クラブに長年携わって頂いた方の中から新たに会を立ち上げて頂くことができましたので、保護者の方にも役員など会との係わりをもって頂き、今後は受託者としてお願いして行きたいと考えています。

●委員

4月からは対象者が3学年増えますが、定員は変わっていません。希望者全員が入れない状況と聞いていま

	<p>すが大丈夫ですか。</p> <p>■事務局 4月からの定員は変わりません。クラブによっては待機児童がでる可能性があることも聞いています。希望者全員の受け入れは難しい状況ですが、ふれあい塾との連携等でニーズの分散化を図っていきたいと考えています。また、昨年度実施したニーズ調査では、高学年のニーズは少なかった現状もあります。</p> <p>●委員 第3条中、定員を超えて入所させることができる。第10条の優先事項などもう少し詳細に示した方が良いと思いますが。</p> <p>■事務局 要綱では、この範囲で十分と考えています。</p> <p>●委員 町は、放課後児童健全育成事業について、設置条例とこの要綱の他、定めはありますか。</p> <p>■事務局 町が定めたものは、設置条例と実施要綱ですが、各クラブで保育料等の詳細を定める運営規則があります。</p> <p>●委員 児童の保育ニーズに対応していくためにも、児童クラブとファミサポ等が合同でできるような事業（企画）があればいいと思います。（意見）</p> <p>⑤ その他 今年度の子ども・子育て会議は、今回が最後の予定</p> <p>3. 閉 会</p>
資 料	<ul style="list-style-type: none"> ○ 会議次第 ○ 寒川町子ども・子育て支援事業計画（案）パブリックコメント実施結果報告書 ○ 認可保育所の利用定員について ○ 保育所等利用者負担（保育料）について ○ 平成27年度における特定教育・保育施設等の利用者負

	<p>担（月額）（国資料）</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱（案） ○ 寒川町放課後児童健全育成事業実施要綱新旧対照表
<p>議事録承認委員及び 議事録確定年月日</p>	<p>磯 川 浩 中 澤 博 美 （平成27年2月20日確定）</p>